

## 亀岡市農業委員募集要項

亀岡市農業委員を任命するため、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者を下記のとおり募集します。

1 募集人員 19名

2 任用期間 令和8年7月20日 から 令和11年7月19日まで (3年間)

3 身分 亀岡市の特別職の非常勤職員

### 4 業務の内容

- (1) 農地法その他法令に基づく農地の権利移動や転用に係る許可等の現地調査及び審議(毎月1回)
- (2) 担い手への農地の集積・集約化の調整及び推進
- (3) 耕作放棄地の発生防止・解消の推進に関する業務
- (4) 農地利用状況調査など農地の現地確認と農家相談・農地利用意向把握
- (5) 地域計画のブラッシュアップに関する業務
- (6) その他、農業委員会が行う業務

※委員は活動内容を日々記録し、月毎に農業委員会事務局へ提出する必要があります。

5 報酬 年額 197,000円

### 6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当しない者。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 推薦又は応募の日において18歳未満の者

### 7 推薦する者の資格

(1) 推薦する者が個人の場合、次の要件を満たすものとする。

- ① 推薦の日において18歳以上であること

(2) 推薦する者が法人又は団体の場合、次の要件に該当するものとする。

- ① 個人の場合の条件を満たす者3人以上で構成された団体であること。ただし、団体の所在、代表者、構成員、設立目的及び決算方法の定めがある団体に限る。

## 8 推薦及び応募に係る手続き等

所定の様式に必要事項を記入のうえ、(2)の期間内に(3)の必要書類を添えて、郵送又は持参により亀岡市産業観光部農林振興課へご提出ください。

なお、所定の様式は産業観光部農林振興課で備え付けているほか、亀岡市ホームページからもダウンロードできます。

### (1) 推薦及び募集の様式

区 分	様 式
個人による推薦	別記様式第1号：推薦書（個人用）
法人又は団体による推薦	別記様式第2号：推薦書（法人等用）
応募	別記様式第3号：応募書

### (2) 推薦及び募集の受付期間

令和8年3月10日（火）から4月10日（金）まで。

ただし、推薦を受けた者及び応募した者が募集人員に満たない場合、受付期間を4月30日（木）まで延長します。

※最終日の午後5時15分必着

### (3) 必要書類

- ① 推薦を受ける者及び応募する者の住民票（本籍及び筆頭者の記載があるもので、提出日前3ヶ月以内に発行されたもの。）
- ② 推薦する者が法人又は団体（以下「法人等」という。）の場合、当該法人等の定款又は規約等の写し。
- ③ 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等（注1）の場合、そのことを証する書類。（推薦する者及び応募する者が当該書類を提出できない場合、関係行政機関へ認定農業者等に該当するか否かを照会することについて承諾いただく必要があります。）

注1：「認定農業者等」には下記の者を含みます。（農業委員会等に関する法律施行規則第2条）

- イ 認定農業者等であったもの
- ロ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する認定農業者の親族
- ハ 認定就農者である個人
- ニ 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人（事業に関する権限及び責任を有する者に限る）
- ホ 集落営農組織の役員
- ヘ 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画に位置付けられた農業者である個人であって、農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの
- ト 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画に位置付けられた農業者である

- 法人であって、農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものの業務を執行する役員又は使用人（事業に関する権限及び責任を有する者に限る）
- チ 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者（指導農業士、女性農業士及び青年農業士）
  - リ 基本構想水準到達者である農業者（令和7年中の農業所得が400万円を超える者）
  - ヌ 基本構想水準到達者である法人（令和7年中の農業所得が400万円を超える法人）の業務を執行する役員又は使用人（事業に関する権限及び責任を有する者に限る）

## 9 候補者の選考

農業委員の任命のために市議会の同意を求める対象者は、市役所に設置する「亀岡市農業委員選定委員会」において、提出書類等をもとに選考します。

なお、選考の過程において面接等を実施する場合があります。

また、選考の結果は5月下旬に産業観光部農林振興課の窓口、ホームページで公表し、推薦した者、推薦を受けた者及び応募した者へ個別の通知は行いません。

## 10 推薦及び応募の状況の公表

受付期間の中間及び期間終了後に、産業観光部農林振興課窓口及びホームページで、提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに以下の内容を公表します。

- (1) 推薦した者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦した者（法人等）については、名称、目的、代表者等の氏名、構成員の数及び構成員の資格
- (3) 推薦を受けた者又は応募した者の氏名、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況、認定農業者等の該当の有無及び抱負
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦した者が推薦を受けた者を亀岡市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募した者が亀岡市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (6) 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (7) 応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数

## 11 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問合せ先

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課（市役所3階）

TEL：0771-25-5036（農林振興課）